

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB による投資者とその関連会社または共同支配企業の間での資産の売却または拠出に関する公開草案の公表

目次

- ・ はじめに
- ・ 提案内容
- ・ 発効日およびコメント期間

要点

- ・ 本提案は、投資者によって関連会社または共同支配企業に売却または拠出された資産に関する会計処理を明確にすることを意図している。事業を含んだ取引に関しては、利得または損失の全額認識を要求している。その一方で、資産の売却または拠出の場合は、一部の消去を要求している。
- ・ 本提案は、本修正の発効日から、将来に向かって適用される。
- ・ 本 ED のコメント期間は、2013 年 4 月 23 日までである。

はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、投資者とその関連会社または共同支配企業の間での資産の売却または拠出について明確にするために、公開草案 ED/2012/6「投資者とその関連会社または共同支配企業の間での資産の売却または拠出 (IFRS 第 10 号および IAS 第 28 号の修正案)」(以下、「ED」という) を公表した。

本提案は、「子会社に対する支配の喪失の会計処理」と、「関連会社または共同支配企業への非貨幣性資産の拠出から生じた利得または損失の認識の限定」についての会計処理に関する、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」と IAS 第 28 号「関連会社および共同支配企業に対する投資」(2011 年)の間での不整合の解消を意図している。IAS 第 28 号(2011 年)は、関連会社または共同支配企業への非貨幣性資産の拠出から生じた利得または損失の認識を、当該関連会社または共同支配企業に対する関連のない投資者の持分の範囲のみに限定している。しかし、IFRS 第 10 号では、子会社に対する支配の喪失時に、残存持分に対する未実現利益または損失を含め、利得および損失の全額を認識することを要求している。

見解

本 ED は、IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号(2011 年)との間の不整合を解消するため、両基準の修正を提案している。IASB は、共同支配企業または関連会社に拠出された子会社に対する支配の喪失に係る取扱いに関して、IAS 第 27 号「連結および個別財務諸表」(2008 年)と SIC 第 13 号「共同支配企業—共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出」との間に存在している同じ不整合についても認識した。しかし、修正案が発効する前に両基準が差替えまたは廃止されるので、IASB は当該基準書の修正を提案していない。

提案内容

本 ED は、(IFRS 第 3 号で定義される)事業を構成する「関連会社または共同支配企業に売却または拠出されたすべての非貨幣性資産」に関して、投資者は利得または損失を全額認識するという IFRS 第 10 号の既存の原則に準拠することを提案している。一方で、事業の定義を満たしていない、売却または拠出された資産に関する利得または損失は、当該関連会社または共同支配企業に対する関連のない投資者の持分の範囲内でのみ認識される(すなわち、売却または拠出した資産に関する利得または損失に対する投資者の持分は相殺される)。これは、IAS 第 28 号(2011 年改訂)に準拠した会計処理である。

見解

IASB および IFRS 解釈指針委員会は、本提案をドラフトする際に、IFRS 第 3 号の開発時に使用した概念的基礎を適用した。特に、支配の獲得または喪失は、投資に関する性質や会計処理の変更をもたらす、再評価および利得または損失の認識を引き起こす重要な事象であると考えられている。

事業の定義を満たしていない、したがって、IASB の企業結合プロジェクトに含まれない「売却または拠出された資産」については、IASB および解釈指針委員会は、投資者と関連会社または共同支配企業との間の取引について利得または損失を部分的に認識するという、IAS 第 28 号(2011 年)の現行の要求事項を適用すべきであると結論付けている。

本 ED は、当該売却または拠出が資産に相当するのか、事業に相当するのかを決定する際に、当該売却または拠出が単一の取引として会計処理すべき複数の取決めの一部であるかどうかを考慮すべきである旨も明示している。当該決定の際には、企業は IFRS 第 10 号 B87 項の要求事項を検討すべきである。

見解

上述の提案は、「売却または拠出された資産」が事業を構成しているかどうかの決定について重きを置いている。これは、過去に IFRS 解釈指針委員会により実務上の論点として指摘された分野である。その結果、委員会は、当該論点に関するアウトリーチ活動を実施している。当該アウトリーチの結果については、3 月の委員会の会議で議論される予定である。

発効日およびコメント期間

本 ED は、発効日を規定していない。IASB は、ED について受領するコメントを検討した後に、発効日を決定する予定である。

最終化されれば、本提案は将来に向かって適用される。

本 ED のコメント期限は、2013 年 4 月 23 日である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited